


「NPO法の認定基準における受取寄付金とその返礼に関する説明会」開催要項

趣 旨	<p>寄付をいただいた際にお礼をするのは、市民活動団体として当然行うべき行為です。その際、どのような、またどの程度のお礼であれば寄付として認められるのでしょうか。</p> <p>クラウドファンディングで寄付を募集する活動も近年一般的になっていますが、クラウドファンディングではリターン設定の検討が必要です。リターンとしてどの程度の価値がある返礼であれば寄付として認められるのでしょうか。また、認定 NPO 法人として寄附金受領証明書の発行が可能な寄付とは、どの程度の返礼をした場合なのでしょうか。このように寄付に伴う返礼の扱いについて関心や疑問の声が寄せられております。</p> <p>そうした中で、2023年6月27日、内閣府はNPO法人の認定基準における寄付の考え方について整理し、対価とは言えない程度の返礼品を寄附者に対して提供して差し支えないことを明確化するため、「特定非営利活動促進法のあらまし」及び「NPO法Q&A」のQ3-2-18を改定しました。</p> <p>今回は NPO 法の認定基準における寄付について内閣府の担当者を講師として、以下のとおり説明会を開催します。併せて、税法、NPO 法人会計基準といったその他ルールを取り扱い、その違いの有無や内容なども俯瞰できればと思います。どなたでもぜひご参加ください。</p>		
日 時	2024年 2月6日 (火) 午後1時半～3時半		
開催方式	ウェブ会議システム「Zoom」によるオンライン開催		
内 容 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法の認定基準における受取寄付金とその返礼に関するご説明 ・ NPO 法人会計基準協議会による質問 ・ 参加者からの感想、意見、質問 など 		
講 師	内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官（共助社会づくり推進担当）付 政策企画専門職 柿澤 佑一朗 様		
対 象	NPO 法人や市民活動支援組織、会計税務専門家、また NPO 法人所轄庁業務を担当する行政職員など、ご関心のある方はどなたでも		
定 員	300名	参加費	無料
主 催	NPO 法人会計基準協議会		
申込締切	2024年2月4日（日）		
申込方法	<p>以下のリンクまたは QR コードのページから、必要事項をご入力ください。 https://bit.ly/taika-setsumei ></p> <p>※ セキュリティの関係などで、上記ページにアクセスできない方は、以下の eメール・アドレスに、参加者の団体名、氏名、eメール・アドレスなどをご連絡ください。</p>		
お問い合わせ	<p>NPO 法人会計基準協議会事務局（認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ） 大野 寛 電話：03-6458-6276 eメール：inquiry@npokaikeikijun.jp</p>		

※ 1 団体複数名のご参加も歓迎です。

※ いただきます個人情報は、事務局を担当する[認定 NPO 法人茨城 NPO センター・コモンズ](#)の「[個人情報保護方針](#)」に従い、関連するご連絡のみに使用いたします。